

中国現行憲法の制定

——「構成」・「序文」・「総綱」を中心に——

西村 幸次郎

- 一 現行憲法の制定経過
- 二 憲法の「構成」について
- 三 憲法の「序文」について
- 四 憲法の「総綱」について
- 五 まとめにかえて

一 現行憲法の制定経過

現行憲法は一九八二年一二月に制定されたが、その制定経過を検討する前に、それに先行する一九七八年憲法の改正問題から見ることにしたい。

一九七八年憲法は、第五期全国人民代表大会第二回会議（一九七九年六月）および同第三回会議（一九八〇年八月—九月）において部分的に改正された。前者の会議では、国家機構に関する若干の規定が改正され、後者の会議においては、

憲法第四五条の「四大」(「大鳴、大放、大弁論、大字報」を運用する権利)が取り消された。

この両会議の前後には、「階級闘争をカナメとする」方針の放棄、社会主義的現代化の推進、民主と法制の確立に画期をなす中国共産党第一期中央委員会第三回総会(一九七八年二月)、「四つの基本原則」(社会主義の道、人民民主主義独裁、党の指導、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想)の堅持を確認した「全国理論活動会議」(一九七九年三月)、魏京生事件⁽¹⁾(判決は一九七九年一〇月)、党と国家の指導制度の改革(「庚申の改革」)として「党政分工」(党と政府の分業)を提起した「政治局擴大會議」(一九八〇年八月)があった。

こうした状況の下、七八年憲法の改正は部分的なものにとどまらず、全面的なものに進まざるをえなかったのである。前述の第五期全国人民代表大会第三回會議が「四大」の取り消しとともに、憲法改正委員会の設置を決定したことによって、直ちに、本格的な改正活動が開始された。そして、憲法改正委員会第一回全体會議(一九八〇年九月)の席上、葉劍英主任委員は憲法改正の基本方向について次のように説明した。⁽²⁾

まず、改正理由について、(1)前回の憲法改正活動は三〇年来の経験、教訓を全面的に総括できなかったこと、(2)左の思想が憲法条文に影響していること、(3)古くなった理論観点および現実の客観的状況に合致しない条文規定が存在すること、(4)第一期中央委員会第三回総会以来の変化が七八年憲法に反映されていないこと、の諸点があげられた。

次に、改正の指導思想について、(1)建国以来の社会主義革命、建設の経験の反映、(2)政治・経済・文化制度の改革・完備の反映、(3)各民族人民による国家・経済・文化およびその他の社会事務を管理する権限の充分な行使、(4)法制の民主原則、平等原則、司法独立原則の充分な実現、(5)人民代表大会制度の健全・強化、の諸点が強調された。

さらに、改正方法について、(1)指導部と大衆の統合、(2)自国の経験と国際的経験の結合、(3)多くの形態を用いて人民大衆の参加をかちとること、(4)明年(一九八一年のこと)上半期に「修正草案」を公布し全人民討論にかけること、の諸点が提起されたのである。

このような憲法改正の基本方向の下に、改正活動が進められたのであるが、「建国いらいの党の若干の歴史的問題についての決議」を採択した中国共産党第一期中央委員会第六回総会(一九八一年六月)が開催されたことにより、当初の予定から一〇ヶ月ないし一年間遅れて、ようやく一九八二年二月に、憲法修正草案の「討論稿」がとりまとめられたのである。そして、この「討論稿」について、憲法改正委員会第二回会議(三月九日〜一六日)はグループ討論を行ない、そこで各分野の意見とともに多数の修正意見が提出された。その後、彭真副主任委員主宰による憲法改正委員会事務局の修正作業(三月一七日〜四月八日)を経て、「修改稿」が作成された。この「修改稿」は憲法改正委員会第三回会議(四月二日〜二日)に提出され、この会議期間中毎日午前は大会討論、午後は事務局による条文の修正がなされ、「修正草案」の採択に至った(二日)。即日、全国人民代表大会常務委員会第二三回会議はこれを公布して、全国各民族人民の討論にゆだねた。四ヶ月におよぶ全人民討論において提起された意見および提案にもとづいて、「修正草案」が再修正され、「最終草案」が出来上ったのである。⁽³⁾ 彭真副主任委員は、「修正草案」と「最終草案」の関係について、次のように説明した。つまり、「もとの草案の基本的な内容には変更がないが、具体的な規定については多くの補足と修正がおこなわれており、単なる文字の修正箇所を除いても、全部で百カ所近くのものほっている。なかには、よい意見であっても、経験が不十分で実施の条件がととのわないか、あるいは国家の根本法よりも他の法律や文書に書きいれるほうが適切であるため、憲法には取りいれなかったものもある。この草案は、憲法改正

委員会第四回会議で五日間にわたる逐条審議のあと、さらに若干の修正を加えて、一月二三日の憲法改正委員会第五回会議で採択したものである。⁽⁴⁾

そして、最後に、一九八二年二月四日、第五期全国人民代表大会第五回議会において正式に、新憲法として採択されたのである。

現行憲法の制定経過の概観から理解されるように、少なくとも「討論稿」「修正稿」「修正草案」「最終草案」「成案」の五つが存在することになるが、われわれが現在全文を見ることのできるのは「修正草案」および「成案」のみである。このような資料上の制約を自覚しつつ、以下では、現行憲法の制定における、「構成」、「序文」、「総綱」に関する問題に焦点をあて、張友漁氏（憲法改正委員会副事務局長）をはじめとする中国の研究者の議論を手がかりに、現行憲法の意義および特徴を考察することにした。その際、必要な範囲において、従来の憲法および憲法的文書⁽⁵⁾——中国人民政治協商會議共同綱領（一九四九年九月二十九日）、各憲法（一九五四年九月二〇日、一九七五年一月一七日、一九七八年三月五日）——との対比が要求されるであろう。なかでも、五四年憲法が従来の憲法の中で最良のものとして評価され、充分に参照されているだけに、これとの対比がつねに念頭におかれなければならない。

二 憲法の「構成」について

憲法の「構成」上の問題点として、(一)章節構成、(二)「公民の基本的な権利および義務」の章の前置、(三)「憲法監督」の章の増設要求、(四)外国人の庇護権、の四点に注目しておきたい。

(一) 章節構成

はじめに、共同綱領・各憲法の章節構成および条文数を見ると次の通りである。

四九年共同綱領（序文、全六〇条）

序文

第一章 総綱（一一条）

第二章 政権機関（八条）

第三章 軍事制度（六条）

第四章 経済政策（一五条）

第五章 文化・教育政策（九条）

第六章 民族政策（四条）

第七章 外交政策（七条）

五四年憲法（序文、全一〇六条）

序文

第一章 総綱（二〇条）

第二章 国家機構（六四条）

第一節 全国人民代表大会

第二節 中華人民共和国主席

中国現行憲法の制定（西村）

第三節 國務院

第四節 地方各級人民代表大會および地方各級人民委員會

第五節 民族自治地方の自治機關

第六節 人民法院および人民檢察院

第三章 公民の基本的な權利および義務（一九條）

第四章 国旗、国章、首都（三條）

七五年憲法（序文、全三〇條）

序文

第一章 総綱（一五條）

第二章 国家機構（一〇條）

第一節 全国人民代表大會

第二節 國務院

第三節 地方各級人民代表大會および地方各級革命委員會

第四節 民族自治地方の自治機關

第五節 裁判機關および檢察機關

第三章 公民の基本的な權利および義務（四條）

第四章 国旗、国章、首都（二條）

七八年憲法（序文、全六〇条）

序文

第一章 総綱（一九条）

第二章 国家機構（二四条）

第一節 全国人民代表大会

第二節 国务院

第三節 地方各級人民代表大会および地方各級革命委員会

第四節 民族自治地方の自治機関

第五節 人民法院および人民檢察院

第三章 公民の基本的な権利および義務（一六条）

第四章 国旗、国章、首都（一条）

八二年憲法（序文、全一三八条）

序文

第一章 総綱（三一条）

第二章 公民の基本的な権利および義務（二四条）

第三章 国家機構（七九条）

第一節 全国人民代表大会

中国現行憲法の制定（西村）

第二節 中華人民共和国主席

第三節 國務院

第四節 中央軍事委員會

第五節 地方各級人民代表大會および地方各級人民政府

第六節 民族自治地方の自治機関

第七節 人民法院および人民檢察院

第四章 国旗、国章、首都（三条）

右の章節構成一覽に見るように、従来の三つの憲法は「序文」、「第一章総綱」、「第二章国家機構」、「第三章公民の基本的な権利および義務」、「第四章国旗、国章、首都」の伝統的構成をとっているが、八二年憲法の制定過程においては、「枠は絶対的なものではなく、必要に従うべきであり、それゆえ体系構成は議論しうる」とする意見が出され、姚登魁、鄭全成、阿氏は、「現行（七八年）憲法の構成は、依然五四年憲法の構成見本の継続であり、わが国の現段階の社会主義革命および建設事業の不断の発展が提起する要求にすでに適合しなくなった」として、次のような章節構成を提案した。⁽⁸⁾

序文

第一章 中華人民共和国の社会制度

第一節 国家制度

第二節 選挙制度

第三節 經濟制度

第四節 科学、文化および教育

第二章 公民、社会組織および団体

第一節 公民の基本的な権利および義務

第二節 社会組織

第三節 社会団体

第三章 国家権力機関

第一節 全国人民代表大会

第二節 全国人民代表大会常務委員会

第三節 中華人民共和国主席

第四節 地方各級人民代表大会およびその常務委員会

第四章 国家管理機関

第一節 國務院

第二節 地方各級人民政府

第三節 民族自治地方の自治機関

第五章 裁判機関

第一節 最高人民法院

中国現行憲法の制定（西村）

第二節 地方各級人民法院

第三節 専門人民法院

第六章 檢察機關

第一節 最高人民檢察院

第二節 地方各級人民檢察院

第三節 専門人民檢察院

第七章 憲法監督機關

第一節 最高憲法監督機關

第二節 地方各級憲法監督機關

第八章 国旗、国章、首都

第九章 憲法の効力および改正手続

(二) 「公民の基本的な権利および義務」の章の前置

八二年憲法は、結局のところ「第三章国家機構」において、「中華人民共和国主席」の節を回復し、「中央軍事委員会」の節を増設したものの、従来の章別構成を基本的に踏襲し、第二章と第三章との入れ替え、つまり、「公民の基本的な権利および義務」の章を「国家機構」の章に前置するという部分的変更にとどまった。そして、このように入れ替えの理由として、(1)憲法が国家生活における公民の地位を体现し、公民の民主的権利を保障するものであること、(2)世界的趨勢であって大多数の国家の憲法が「権利∥義務」規定を前置していること、の二点が強調された。こ

ここで前者に関連して確認できることは、五四年憲法一九九条（八五～一〇三條）、七五年憲法四ヶ條（二六～二九條）、七八年憲法一六ヶ條（四四～五九條）であるのに比べて、八二年憲法は二四ヶ條（三三～五六條）に増加し、権利の広範性が顕著なことである。また、後者については、確かに、社会主義諸国の憲法を見るだけでも、従来の中国憲法、ハンガリー憲法、ポーランド憲法、モンゴル憲法のみが、「国家機構」を前置している状況である。

（三）「憲法監督」の章の増設要求

前述のように、姚登魁、鄭全咸両氏は「憲法監督機関」の章の増設を提案した。また、王叔文氏は憲法実施の保障についての特別な条文もしくは章を設けること、于浩成氏も同じく独自の章の増設とともに、各章に分散している関係条項をできるだけ集中し、この問題をいっそう突出させ、そのしかるべき重要性を示すことを求めた。⁽¹¹⁾さらに、何華輝氏は、専門機構の設置にともなう、憲法監督問題に関する独自の章の開設および具体的な内容として専門機構の構成、権限、権限行使の手続、違憲訴訟提起の主体等についての明文文化を要求した。⁽¹²⁾また、「討論稿」もしくは「修改稿」において独自の節が用意されていたことも伝えられている。

しかし、現行憲法は憲法学者のこのような強い提案、要求を採用しないで、全国人民代表大会および同常務委員会が憲法の実施を監督する権限を有するとした（第六二条および第六七条）。これについて、王頤拳氏は、「中国の国家権力体制の基本的特徴に照応し、わが国の憲法監督に最高の権威をもたせ、また、比較的に確実に実行できるようにさせ、憲法監督機構はそれによって強化された⁽¹³⁾」と説明するが、この問題は今日なお中国憲法学会の切実な関心を集めているのである。⁽¹⁴⁾

四 外国人の庇護権

外国人の庇護権について、構成上の大きな変更がなされている。つまり、従来のをみると、共同綱領では「外交政策」(第六〇条)に規定する以外、三つの憲法はいずれも「第三章公民の基本的な権利および義務」(五四年第九九条、七五年第二九条、七八年第五九条)に規定していた。それに対して、八二年憲法は「第一章総綱」(第三二条)に移したのである。ここには、「外国人」を「公民」と同様に扱うことの躊躇が存在する。この点、王徳祥、徐炳両氏が、「わが国憲法における公民の基本的な権利および義務は、わが国公民が法によって享有する基本的な権利および義務をいい、それゆえ外国人に庇護を受ける権利を与えることを『公民の基本的な権利および義務』の章に置くことは明らかに不適当であり、『総綱』に置くことが比較的合理的である」と説明しており、この問題についての確に答えている。⁽¹⁵⁾

三 憲法の「序文」について

「序文」については、(一)「序文」の必要性および法的効力、(二)個人名の導入問題、(三)歴史的記載——とくに党の地位と役割、(四)「人民民主主義独裁実質上すなわちプロレタリアート独裁」について、(五)「四つの現代化」について、(六)政治協商会議の地位と役割、(七)外交政策について、の七点から問題点を明らかにしたい。

(一) 「序文」の必要性および法的効力

この問題については、許崇徳氏による、次のような(1)(2)の発言がとくに注目すべきものである。⁽¹⁶⁾

(1) 従来憲法はいずれも「序文」を規定し、内容もきわめて重要であるが、それは不可欠の構成部分ではない

し、今後いらぬこともありうる。もし保留するなら簡潔にすべきである。

(2) 「序文」が強制的規範か否かという理論問題がある。それは、形式上、結局のところ宣言と記録である。もし規範であるなら、条文に制定すればよい。

八二年憲法からみると、(1)の発言は退けられたことになる。「序文」の必要性については、現行の社会主義憲法の中で「序文」もしくは「宣言」をおかないのはルーミアと朝鮮のみであるという世界的状況のほかに、八二年憲法の制定にあたって指導的役割を果たしたと思われる、張友漁氏の五四年憲法制定時の考え方がなお有効性をもちえたためであろう。張氏は次のように説明していたのである。つまり、「われわれに序文があるのはわれわれが正に過渡期にあり、憲法に規定する若干のものが条文に書くのに適さないからである。憲法の基本的任務、つまり、国家の過渡期における全般的任務および憲法実施の条件(例えば、統一戦線、全国人民の団結、各民族の団結、国際的団結)は、いずれも条文に書くのに適さないものであり、条文に書くことになれば序文に書くようには明確にならない。そのほか、憲法生成の背景、革命勝利の過程、外交政策等も条文の中に書くのに適さないし、序文に書くことがより適切である。序文に規定したものは、条文に書かれないにしても憲法的役割をもつ。」

五四年憲法序文は、「中華人民共和国の成立から社会主義社会の建設をなしとげるまで、このあいだは過渡期である。過渡期における国家の基本的任務は、国の社会主義的工業化を一步一步実現し、農業、手工業および資本主義的工商業にたいする社会主義的改造を一步一步完成していくことである。」と記していた。これを八二年憲法制定時の諸条件と対比してみると、まず、八二年憲法序文では「中華人民共和国の成立後、わが国の社会は新民主主義から社会主義への移行を逐次実現した。生産手段私有制の社会主義的改造は達成され、人が人を搾取する制度は廃絶され

て、社会主義制度が確立した。」とすることによって、五四年憲法にいう「過渡期」の終了が確認されている。ここには、両憲法の社会発展段階に対する認識上の明らかな相違を読みとることができるが、しかし、五四年憲法の「社会主義的工業化を一步一步実現」する「国家の基本的任務」は、八二年憲法にいうところの、「社会主義的現代化」の推進、「工業、農業、国防、科学技術の現代化」の逐次実現を含む「国家の今後の根本的任務」と一定の共通性をもつ。その意味で五四年憲法の「過渡期」が八二年憲法下において実質的に継続しているのであり、そのことが八二年憲法の「序文」の必要性にかかわっていると思われる。なお、この問題については、後述の「総綱」の名称をめぐる議論を合わせて参照願いたい。

次に、許崇徳氏の(2)の発言については、今日においても意見の分れるところである。そのことは、一九八五年の「中国法学会憲法学研究会成立大会」における「憲法序文の法的効力問題」に関する議論から見る⁽¹⁸⁾ことができる。

(二) 個人名の導入問題

七五年憲法序文に「毛沢東思想」がはじめて盛り込まれ、七八年憲法序文にはさらに「毛主席」、「偉大な指導者、教師毛沢東主席」、「毛沢東主席は中華人民共和国の創設者である」、「毛主席のプロレタリア革命路線」、「毛主席の偉大な旗印を永遠に高く掲げ断固守り抜く」などが追加された。この点、八二年憲法は序文において「孫中山先生」、「毛沢東主席」、「毛沢東思想」の文言を用いているが、七八年憲法のスタイルに大きな変更を加えている。これは五四年憲法のような徹底性を欠くものの、改正過程において提出された、次の意見がある程度の反映をみたものと考えられる。つまり、「憲法は、人民の地位、社会の性質および国家の根本制度を規定する最高の法律文書であって、理論教科書や若干の歴史的問題の決議ではないから、個人の功罪を評価する必要はなく、またいかなる個人名も法律文書

(ましてや根本大法)の中に固定すべきでない。この問題では、五四年憲法がきわめて科学的に処理されており、その形式を回復すべきである。⁽¹⁹⁾

「建国いろいろの党の若干の歴史問題についての決議」(一九八一年六月)は、「毛沢東思想」について次のように記述していた。つまり、「毛沢東同志を主要な代表とする中国の共産主義者は、マルクス・レーニン主義の基本的原理にもとづいて、長期にわたる中国革命の実践での一連の独創的な経験を理論的に総括し、中国の実情に適した科学的な指導思想をつくりあげた。これがマルクス・レーニン主義の普遍的原理と中国革命の具体的実践とを結びつけた所産としての毛沢東思想である。」⁽²⁰⁾

しかし、今年四月に北京大学の「毛沢東像」が撤去され、個人崇拜批判がいつそう進められているようである。⁽²¹⁾こうした事態は、毛沢東個人、毛沢東思想の評価にもかかわる問題性をはらむとともに、現行憲法序文の文言の妥当性にも少なからず影響を与えるものとなろう。

(三) 歴史的記載——とくに党の地位と役割

八二年憲法の制定過程の中で、民主革命期の五四運動、共産党の創立および指導的役割、民主諸党派の地位および役割、建国以来の誤りおよび曲折などについて歴史的叙述部分として序文に書き込むべきとする提案があった。

張友漁氏によれば、「憲法序文は、高度に概括的、原則的であるべきであって、詳細に展開できないし、簡潔な文でもっとも主要な点を列挙すれば足りる」として、これらの提案を採用しなかったのである。⁽²²⁾

ここでは、もっとも重要と思われる党の地位と役割について言及しておきたい。

五四年憲法は、党について序文において触れるとともに、「労働者階級の指導」(第一条)の文言の中に党の指導

的地位を確保していた。それに対して、七五年、七八年憲法では、「国家機構にたいする党の一元化した指導の強化」の考えのもとに、党（中央委員会、副主席を含む）の地位と役割がしばしば強調された。つまり、序文だけでなく、「中国共産党は全国人民の指導的中核である。労働者階級は自己の前衛である中国共産党を通じて、国家に対する指導を実現する。」（七五年・七八年憲法第二条）、人民解放軍と民兵に対する指導、中共中央委員会による武装力の統率（七五年第一条、七八年第一条）、「全国人民代表大会は、中国共産党の指導下にある最高の国家権力機関である」（七五年第一条）、國務院総理その他の構成人員の任免についての中共中央委員会の提議（七五年第一条、七八年第二条）の諸規定がある。ここからみられるように、党機構の国家機構化によって、「党政不分」（党と政府の未分離）「以党代政」（党によって政府にとってかえる）の事態が生じやすい体制であった。

八二年憲法の制定過程では、「党政分工」原則を含む、次のような党の地位と役割に関する提案が、曹思源氏によってなされた。²³⁾

「中国人民は、百余年の英雄的奮闘を経て、ついに中国共産党の指導のもとに、一九四九年に新民主主義革命の偉大な勝利をかちとり、人民民主主義独裁の中華人民共和国を樹立した。中国共産党は、中国人民が革命と建設を行なうにあたっての中核であり、それぞれの社会主義事業を指導する核心的力である。中華人民共和国は党政分工を実行する。中国共産党の指導的役割は、党が提起し人民代表大会によって採択される路線、方針、政策を通じて体现され、また、多数の公民の信任を得て選出されて公務を担当する共産党員のすぐれた活動を通して体现され、党組織の大衆にたいする深く緻密な思想政治活動を通じて体现され、さらに、広範な共産党員の前衛的模範的役割を通じて体现される。」

このような具体的な書き方は、前述の張友漁氏の説明から理解されるように八二年憲法序文に採用されなかったであり、党については一般的に言及するにとどめたのである。そして、共産党を含む「各政党」が憲法および法律を遵守しなければならないとした（第五条参照）。

こうした党の位置づけの変化は、党の指導を放棄するものではなく、反対に党の指導を強化し、その指導的役割をいっそう發揮させるためである。このような五四年憲法型の復活の背景には、(1)党の国家に対する指導は主として政治上の指導であって組織上の指導ではない、(2)憲法は公民と国家の関係のみを規定し、公民と党の関係を規定すべきでない、(3)党を国家機構の体系に組みこむことは党の指導を弱める、などの認識上の転換がなされているのである。⁽²⁵⁾

(四) 「人民民主主義独裁実質上すなわちプロレタリアート独裁」について

「討論稿」から「最終草案」にいたるまで、「人民民主主義独裁すなわちプロレタリアート独裁」（原文は「人民民主專政即無産階級專政」の言い方が使用されているが、その他のあらゆる階級に対する、プロレタリアートの独裁であると理解されうることを理由にこれに対して削除を求める意見が提起された。張友漁氏はこれに次のように反論を加えている。⁽²⁶⁾つまり、「人民民主主義独裁は、プロレタリアート独裁のわが国における具体的形態である。わが国の人民民主主義独裁は自己の特徴と創造を有するが、それは実質的にはプロレタリアート独裁であり、これまでわれわれはこの期間においてプロレタリアート独裁の言い方を使用してきたのであり、それには誤りがなかった。プロレタリアート独裁は、本来、すべての勤労人民および革命勢力を團結させる意味を含んでいる。」

筆者は、別稿で指摘したように、国際共産主義運動における「共通性」を志向する「プロレタリアート独裁」説と中国的「民族性」を志向する「人民民主主義独裁」説の折衷説として、「人民民主主義独裁すなわちプロレタリアー

ト独裁」の言い方が採用されたように思われる。

しかし、「最終草案」から「成案」の段階で、「人民民主主義独裁実質上すなわちプロレタリアート独裁」(原文は「人民民主專政実質上即無産階級專政」)の言い方が提案され、「成案」に定着したのである。

このような「即」から「実質上即」への変更は、『即』は完全にイコールという意味であり、……『実質上』は完全なということとは異なり、それは本質的には同じであるが、異なるところもある⁽²⁸⁾(于浩成氏)ということを示すためのものであった。

(五) 「四つの現代化」について

従来は、農業を基礎とし工業を導き手とする「農業基礎論」の下に、「農業」を第一位に置いていた。例えば、七八年憲法序文は「今世紀中にわが国を農業、工業、国防、科学技術の現代化された偉大な社会主義強国に建設する」とし、「建国いらいの党の若干の歴史的問題についての決議」(一九八一年六月)も「新たな歴史の時期におけるわが党の奮闘目標は、われわれの国家を現代的農業、現代的工業、現代的国防、現代的科学技術をそなえた、高度の民主と高度の文明をもつ社会主義強国に一步一步と⁽²⁹⁾きあげていくことである」としていたのである。

しかし、現行憲法序文は、「工業、農業、国防、科学技術の現代化を逐次実現し、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国に⁽³⁰⁾きあげていく」として「工業」を第一位に掲げたのである。張友漁氏はその理由について、「農業を含む国民経済全体は、現代的工業が技術装備を提供してはじめて現代化を実現できるのであり、歴史的にはつねに先に工業の現代化があつて農業の現代化がある。これゆえ、検討の上、工業の現代化を第一位に置いた⁽³⁰⁾」と説明している。

(六) 政治協商會議の地位と役割

この政協の地位と役割については、「上議院」構想にもとづく「政治協商、民主監督」（政治的協議と民主的監督）の役割を主張した宋日昌氏の所説とそれに対する潘念之氏および張友漁氏の反論に注目しておきたい。

(1) 宋日昌氏の主張

宋氏の主張は次のような内容である。⁽³¹⁾

① 政協は中国の特殊な政治的歴史的条件の下で形成されたものである。

② 国民党との政治闘争の時期には、国民党の政治協商會議が存在した。

③ 建国後、諸党派による政治協商會議によって、全国人民代表大會をまだ招集できなかった解放初期の権限を代表して、中華人民共和國の主席および副主席の選挙を実施し、中央人民政府を成立させた。

④ 全国人民代表大會が正式に招集されてからは、諸党派が民主的に協議する政治機構になった。

④ 「四人組」粉碎後、正常の活動を堅持できない、高齢で虚弱な多数の老同志、老革命幹部が政協活動に回ってきた。

⑤ そこで、もし兩院制を採用するなら、「政協」を上議院とし、全国人民代表大會を下議院とするか否かを考慮してもよい。兩院制を採用すると否とにかかわらず、政協の役割、性質、任務を憲法に明文で規定すべきである。

(2) 潘念之氏の批判

以上の宋氏の主張に対して、潘念之氏は統一戦線組織と権力機関との区別の観点から批判を加えている。⁽³²⁾

「わが国は統一された国家であり、全国人民代表大會は権力機関であって国家を統一的に指導し、権力は分割でき

ない。わが国の全国人民代表大会はこれまでその権力を完全に実行したことがなく、権力が大きすぎることはなく、抑制する必要はない。政協は統一戦線組織であり、権力機関でも立法機関でもなく、それ自体の使命をもち、その面目を改めて上院に変えることはできない。」

(3) 張友漁氏の批判

張友漁氏は「政治協商、民主監督」を憲法上規定することの問題点として、①全国人民代表大会、國務院、政協の三者の関係、②全国人民代表大会の決定の性質、③全国人民代表大会、政協という二つの最高国家権力機関化のおそれ―を挙げた上で、「『政治協商、民主監督』の言い方は政治的には正しいが、憲法に書き込むことは適切でなく、政協を権力機関にしてしまう」として、具体的に次のように批判する。つまり、「政協は国家の方針、政策について協議できるが、すべての政策、方針が政協と協議しなければならないということではない。政協は政府に対して監督できるのであり、また、すべての人民は政協に対して監督できるのであるが、批判、建議できるのみであり、権力機関の監督的役割とは異なる⁽³³⁾。」

(4) 憲法序文の規定

統一戦線は、「人民民主統一戦線」(五四年憲法)、「革命的統一戦線」(七五年、七八年憲法)、「愛国統一戦線」(八二年憲法)のようにその呼称を変えているが、「中国人民政治協商會議」の地位と役割について明記したのは現行憲法がはじめてである。つまり、「中国人民政治協商會議は広範な代表性をもつ統一戦線の組織で、これまで重要な歴史的役割を果たしてきたが、今後、国家の政治生活と社会生活および対外友好活動において、また、社会主義現代化建設をすすめる、国家の統一と団結を守るたたかひの過程において、さらに重要な役割を果たすこととなるらう。」

前述の「上議院」構想にもとづく「政治協商、民主監督」は従来の「長期共存、相互監督」に対する不満の現われであるとともに、序文にいう「重要な役割を果たす」ための方途として提起された側面も否定できず、政協の運営の仕方に十分に活かされるべきであろう。³⁴⁾

(七) 外交政策について

七五年、七八年両憲法は、中国が「永遠に超大国にならない」として、帝国主義、社会帝国主義の侵略、戦争政策反対、超大国の覇権主義反対をかかげた。また、七八年憲法はこれらの外交政策、方針が、「三つの世界の理論」によることを明示した。しかし、「文化大革命」の最中、一九七一年一〇月の国連総会において、中国が代表権を回復し、その後諸国との国交回復がはかられ国際政治の舞台に登場するという事態が進行し、「人民戦争論」から「国際協調」「相互依存と相互協力」への外交政策上の大きな転換が進められたのである。こうした変化が現行憲法の外交政策にも強く影響を及ぼさずにはおかなかった。例えば、潘念之氏の次の発言にそのことをみることができると。

つまり「外交政策は、国際問題に関係し、国家施政の重要な側面である。憲法に書くべきである。しかし、国際情勢の変化はきわめて早く、敵味方の関係も変化するので、憲法にはわが国の外交政策の原則を書くにとどめ、誰を敵にし誰を味方とするかを書くのはよくない。また、二つの陣営、三つの世界の問題も書く必要はない。」³⁵⁾このような考え方は、現行憲法の独立自主の対外政策、平和五原則の堅持と共通性があり、五四年憲法の外交政策の復活とみてよいであろう。

四 憲法の「総綱」について

「総綱」については、(一)「総綱」の名称、(二)国家の性質と知識人、(三)土地所有権の三点をみることにしたい。

(一) 総綱の名称

この問題についての議論は、(1)「基本制度」説、(2)「社会制度」説、(3)「総綱」説の三説に分類することが可能であり、(1)(2)を概観した上で現行憲法の採用する「総綱」説の条件を検討するであろう。

(二) 「基本制度」説

許崇徳氏の主張するものであり、その要旨は次のようである。⁽³⁶⁾

①「総綱」という名称を用いるかどうか。憲法の中に「総綱」のあるのは世界に少ない。

②形式は独得でありうるが、問題は「総綱」である以上、その内容は必然的に党綱領、共同綱領のように綱領性に富まざるをえず、それは憲法の性質に合致しない。

③五四年憲法の条件下では「総綱」が必要であった。その後、社会経済的土台が固まり、各種の制度が確立したのに、なお「綱」というのは適切でない。

④「総綱」を保留することで融通性をもたせる考えは、規定の科学性・厳格性に反する。

⑤「総綱」を「基本制度」に改称するか、「国家政治制度」「経済文化制度」とすればよい。

(三) 「社会制度」説

この主張者は、姚登魁、鄭全威両氏であり、その要旨は次の通りである。⁽³⁷⁾

① 現行（七八年）憲法第一章の表題である「総綱」は、主に共同綱領を踏襲したものである。共同綱領は建国前夜に制定され、「総綱」の名称はその性質および当時の歴史的條件に照応するものであった。

② しかし、現在、「総綱」の表題は適当でない。なぜなら、「総綱」は全体的奮闘目標を意味し、主に将来を語り、たたかいたる大目標を取り扱い、その役割は人々が一定の目標のために努力することを鼓舞することにある。それに対して、憲法は現在を語ることに着目して、すでに獲得した勝利の成果を確認するものである。

③ 中国の実際状況から、もはや「総綱」の表題を沿用すべきでない。現行（七八年）憲法の規定内容は、国体、政体、国家機構、経済制度、科学、文化、教育等であり、中国社会主義の社会制度の根本的なものである。

④ 社会主義的類型の憲法として、中国憲法が章節構成の表題において国家の社会制度を鮮明に示すのは当然のことである。そこで憲法第一章の表題を「中華人民共和国の社会制度」に改める。

（三）「総綱」説とその条件

現行の社会主義憲法では、「総綱」の名称を用いるものがない。中国の「総綱」部分に該当するものは、「社会主義的社会機構および国家機構の基礎」（ドイツ）、「政治機構」、「社会経済機構」（ポーランド）、「社会秩序」（ハンガリー）、「国家の政治的、社会のおよび経済的基礎」（キューバ）、「社会的秩序」（アルバニア）、「社会、政治構造」、「社会、経済構造」（ブルガリア）、「社会制度」（チェコスロバキア）、「社会体制」（ユーゴスラビヤ）、「社会経済機構」（モンゴル）、「政治」、「経済」、「文化」（朝鮮）、「政治制度」、「経済制度」、「文化、教育、科学、技術」、「社会主義祖国の防衛」（ベトナム）、「社会政治体制および経済体制の基礎」（ソ連）等の「編」もしくは「章」である。³⁸⁾

中国現行憲法の制定過程で出された「基本制度」および「社会制度」の呼称の提案がこれら社会主義諸国の例を参

考にしていることは否定しえない。

しかし現行憲法は、結局のところ、従来通りの「総綱」を採用したのである。「総綱」説の具体的内容をみることはできないが、「序文」の必要性の根拠と同様に、張友漁氏の五四年憲法当時における次のような考え方が現在も有力であることによるのであろう。同氏の見解は次の通りであった。⁽³⁹⁾

「第一章、つまり総綱は、大体においてソ連憲法（一九三六年）筆者の『社会構造』の章に相当する。それなら、この章をなぜ『社会構造』といわないで総綱というのか。それは、われわれが過渡期にあり、より厳密に言えば、『社会構造』に属さない問題は社会構造とともに規定しなければならないからである。若干の根本的な経済政策、例えば資本主義工商業の改造政策は、社会構造に密接に関連しているものであり、社会構造とともに規定しないわけにはいかない。もし当面の社会構造を規定するのみで社会主義改造政策を規定しないなら、つまり、資本家的所有制の保護を規定するのみでこれに対する改造の実施を規定しないなら社会主義改造は憲法違反になってしまう。われわれは総綱において経済制度のほかに根本的な経済政策を規定し、若干の社会政策をも規定しており、それゆえ『社会構造』というのは不適切であり、総綱と呼ぶことがより適切である。総綱という表題のもとに、いかなる内容を規定するかは比較的融通性があり、およそ総綱的性質の問題はいずれも盛り込むことができる。」

ところで、周知の如く、憲法と綱領の区別について、スターリンは一九三六年のソビエト憲法の制定にあたって次のように述べた。つまり、「綱領がまだないもの、将来においてさらに獲得し、たたかいとらなければならぬものについて述べるものであるのに、憲法はこれとは反対にすでにあるもの、現在すでに獲得され、たたかいとられているものについて述べなければならない。綱領は、主として将来のことを、憲法は現在のことを取扱っているのである。」⁽⁴⁰⁾

中国五四年憲法もこの区別に基本的に立つとともに、「綱領的部分」を相当に導入している。つまり、過渡期における国家の基本的任務の部分（序文）、「中華人民共和国は、国家機関と社会の力に依拠し、社会主義的工業化と社会主義的改造を通じて、一步一步搾取制度をなくし、社会主義社会を建設することを保証する」とする第四条、単独経営農業、単独経営手工業、富農經濟、資本主義的工商業の改造に関する諸条文（第七条、第八条、第九条、第一〇条）は、当時としてはいわば「将来においてさらに獲得し、たたかいとらなければならぬもの」、つまり、綱領性の顕著な部分であった。

七五年、七八年兩憲法は、「プロレタリアート独裁のもとでの継続革命」（序文）の基本理論を導入することによって、いっそう綱領性の強いものとなったのである。

八二年憲法においても、やはりこの綱領性を容認せざるをえなかった。それは序文の中の次の文言に典型的に示されている。つまり、「国家の今後の根本的任務は、全力をあげて社会主義的現代化を行なうことである。中国の各民族人民はひきつづき中国共産党の指導のもと、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想にみちびかれて、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、社会主義の各制度をたえず改善し、社会主義の民主を發展させ、社会主義の法秩序の健全化をはかり、自力更生、刻苦奮闘につとめて、工業、農業、国防、科学技術の現代化を逐次実現し、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国にきざぎあげていくであらう。」

「第一章総綱」では、とくに以下の諸条文の内容が、綱領性の強いものとなっている。

〔第八条〕 集团經濟の發展の奨励、指導、援助

〔第一条〕 個人經營經濟および私營經濟（第七期全人代第一回會議にて追加）にたいする指導、援助、監督

〔第一四条〕 勤労者の労働意欲および技術水準の向上、先進的な科学技術の普及、経営管理体制・企業経営管理制
度の改善、各種形態の社会主義的責任制の実施、労働組織の改善、労働生産性・経済効果の向上、社会的生産力の発
展、節約の励行、浪費反対

〔第一五条〕 計画経済の実施、市場調節の活用

〔第一九条〕 教育事業の振興、全国人民の科学・文化水準の向上、各種学校の開設、初等義務教育の普及、中等教
育・職業教育・高等教育の発展、学齡前教育の発展、各種教育施設の拡充、文盲の一掃、共通語の普及

〔第二〇条〕 科学の発展、知識の普及、成果および技術の開発・創造の奨励

〔第二一条〕 医療衛生事業、体育事業の振興

〔第二二条〕 文化事業の振興

〔第二三条〕 専門人材の育成、知識分子の隊列の拡大

〔第二四条〕 社会主義的精神文明の建設、公衆道徳の提唱、愛国主義・集団主義・国際主義・共産主義の教育、資
本主義的封建主義的およびその他の腐敗した思想に対する反対

〔第二五条〕 計画出産の推進

〔第二六条〕 生活環境・生態環境の保護改善

〔第二七条〕 国家機関の精鋭・簡素化、職務責任制・研修・考課制度の実施、官僚主義反対と大衆路線の堅持

ここには、「建国いらいの党の若干の歴史的問題についての決議」（八一年六月）における、中国社会の発展段階に
対する現状認識、つまり「われわれの社会主義制度はいまなお低い段階にある……われわれの社会主義制度が比較的

不完全なものから比較的完全なものになるには、どうしても長い過程を経なければならない⁽⁴¹⁾とする現状認識が存在するのである。

また、昨年（一九八七年）一〇月に開催された中国共産党第一三回全国代表大会が「わが国の社会主義社会はまだ初級段階にある⁽⁴²⁾」としているように、憲法に綱領性をもたせる現実的諸条件が中国社会に存在しているのであり、そのことが「総綱」の必要性を決定しているものといえよう。

(二) 国家の性質と知識人

「修正草案」および「成案」の第一条にみるように「中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした、人民民主主義独裁の社会主義国家である」とする国体規定に対して、「知識分子」の状況変化および地位の重要性を理由に「労働者、農民、知識分子の同盟を基礎とした」として「知識分子」を加える提案があった。現行の社会主義憲法の中で、国家の性質規定に「知識人」を加えるものとしてチェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、モンゴル、キューバ、ベトナム、ソビエトの諸憲法がある。とくにソ連憲法第一条は「ソビエト社会主義共和国連邦は、労働者、農民およびインテリゲンチヤ、国のすべての民族および民族的集団の勤労者の意志と利益を表現する、社会主義的全人民国家である」としたが、こうした条文が中国の議論に大きな影響を与えていると思われる。しかし、この「知識分子」を加える提案は、張友漁氏の説明からみると次の三点から批判を受け、採用されなかった⁽⁴³⁾のである。

- (1) 労働者・農民は階級概念であるが、知識分子は階級ではない。
- (2) 現在の大多数の知識分子は勤労人民の知識分子であり、国体を表現する際に、知識分子を労働者・農民と併記

するのはよくない。また知識分子を国家の「基礎」として労働者・農民と併記するのは適切でない。もし併記すれば、知識分子は労働者階級に属さない、独立の階級になってしまい、彼らの地位をかえて低下させてしまう。

(3) 知識分子は国家建設において重要な役割を果たすが、ここでは国体、国家の性質、諸階級の国家における地位をいうのであって、知識分子の役割をいうのではない。したがって、労働者・農民と併記するのは適切でない。

このようにして、「知識分子」は国家の性質規定に盛り込まれなかったのであるが、「修正草案」が「総綱」(第二条)においてのみ規定していたのに対し、「成案」では「総綱」で、専門人材の育成、知識分子の隊列の拡大、社会主義現代化建設における役割の十分な發揮のための条件の創出(第三条)を規定するほかに、「序文」においても「社会主義建設においては、労働者、農民および知識分子に依拠し、結集できるすべての力を結集しなければならぬ」として、「知識分子」の役割を強調しているのである。

(三) 土地所有権

土地問題について、五四年憲法は、「国家は、公共の利益のために、法律のさだめる条件にもとづいて、都市・農村の土地およびその他の生産手段を買い上げ、収用または国有化することができる」(第十三条)とし、七五年、七八年両憲法はそのうち「公共の利益のために」を削除している(ともに第六条)。

これに対して、八二年憲法の「成案」では「都市の土地は、国家の所有に属する。／農村および都市郊区の土地は、法律によって国家の所有と定めたものを除き、集団の所有に属する。宅地、自留地、自留山も、集団の所有に属する。／国家は、公共の利益のため、法律の定めるところにより、土地を収用することができる。／いかなる組織または個人も、土地を侵奪、売買または賃貸し、あるいはその他の形式で不法に譲渡」することはできない。／「す

べて土地を使用する組織または個人は、土地を合理的に利用しなければならない。」(第一〇条、「」部分は「修正草案」になかったものである)と規定した。

八二年憲法は従来の憲法と比べて、①都市の土地の国有 ②農村、都市郊外区の土地の集団的所有、宅地、自留地、自留山の集団的所有、③土地の侵奪、売買、賃貸、不法譲渡の禁止、④土地の合理的利用―の諸点が新しい内容であるが、張友漁論文からみると、土地所有権についての議論内容はほぼ次の数点であり、これによって現行第一〇条の背景が明らかになるのである。⁽⁴⁾

第一に、都市の土地の国有化については、すでに実施されており、少数の都市の、しかも少量の土地のみが私有であるので問題にならない。

第二に、衛星都市および工礦業区の都市を新しく建設する際のやり方は、収用の方法を用いて解決できるので心配はいらない。

第三に、農村の土地を一律に国有化することは、衝撃が大きすぎるだけでなく、依然農民の集団的所有の状況であるから国有宣言しても実際の意味をもたない。

以上の三点の中で、とりわけ注目すべきことは一定の代価の支払いによる、農民の土地の「収用」問題に対処するために、現行憲法の制定過程において、すでに「国家建設土地収用条例」が公布、施行された(一九八二年五月四日)ことである。その後、現行憲法の制定を受けて採択された「中華人民共和國土地管理法」(一九八六年六月二五日)は、憲法第一〇条を具体化するものであり、当然ながら前述の議論内容を踏まえている。とくに、「収用」については「第四章国家建設用地」が「国家が経済・文化・国防建設および社会公共事業を行うため、集団的所有の土地または国家

的所有の土地を収用する場合は、この章の定めによって処理する」(第二條)として詳細な規定を置いている。⁽⁴⁵⁾

五 まとめにかえて

張友漁論文によると、現行憲法の制定過程において議論された他の諸問題として「序文」部分では、階級闘争、台湾問題があり、「総綱」部分では、管理への参加、中央と地方の国家机关の権限区分、民族問題、経済制度と労働に
応ずる分配、農業生産協同組合、経済形態の関係、国营・集団企業の経営管理自主権および民主的管理、新聞放送事業・教育の発展、計画出産、環境・生態系の保護、全国行政区画、労働組合の地位と役割などがあつた。⁽⁴⁶⁾

また、張友漁論文は、「公民の基本的な権利および義務」部分について八項目、「国家机关」部分について二一項目にわたってそれぞれの論点に言及している。これらには、従来の研究内容を深めるための材料および今後の検討課題が含まれている。とくに注意しておきたいことは、本稿で扱った「序文」および「総綱」の必要性をめぐる議論が、これらのいくつかの問題と密接に結びついているということである。

さらに、中共一一期三中全会(一九七八年二月)以来、中国は、「人民戦争論」「農業基礎論」「自力更生」を基調とする従来の「閉鎖」型から、「国際協調」「四つの現代化」「相互依存と相互協力」を基調とする「開放」型へと内外政策を大きく変えてきているが、国際的な政治・経済・文化の諸分野における交流を通じて中国の現実的状况・水準というものを客観的に見つめなおすことが政策上の大転換につながっているのである。現行憲法はこうした大きな動向の中で制定されたものであるだけに、「序文」「総綱」にみるように綱領性のきわめて顕著な憲法となっており、そのことにより今後の達成すべき諸課題をめぐって理論的および政策的対抗が現出する可能性を含まざるをえない

いように思われる。

最後に資料上の問題について、とくに「修正草案」に対する各分野からの「意見を大型の冊子五冊にまとめ、改正討議の参考に供するため、各委員に配布した」ことが伝えられており、こうした基礎資料の制約については、今後の日中法学术交流の進展によって改善されることを期待するものである。

- (1) 尾崎庄太郎訳『中国民主活動家の証言―魏京生裁判の記録』（日中出版、一九八〇年）参照。
- (2) 「憲法修改委員会挙行首次会議」『人民日報』一九八〇年九月一六日参照。
- (3) 張友漁「在全国政協在京常委座談会上關於憲法修改草案的情況說明」『憲政論叢』（下冊）（群衆出版社、一九八六年）一一五頁以下、彭真「中華人民共和國憲法改正草案についての報告」『北京周報』一九八二年第五〇号一一頁以下、肖蔚雲「論新憲法的新發展」（山西人民出版社、一九八二年）九頁以下、董成美『中國憲法概論』（西村幸次郎監訳、杉中俊文、野沢秀樹共訳、一九八三年、成文堂）三〇頁以下参照。
- (4) 彭真・同右一二頁。
- (5) 共同綱領および各憲法の条文については、平野義太郎編『現代中国法令集』（日本評論新社、一九五五年）、中国研究所編『中華人民共和國憲法』（国民文庫、一九五五年）、宮沢俊義編『世界憲法集』（岩波文庫一〇四版）、中国研究所『中華人民共和國主要法令集』（第一集、一九八一年）、『北京周報』（一九七五年第四号、一九七八年第十一号、一九八二年第十九号および第五二号）等参照。また、共同綱領を憲法的文書として扱うことに関連して、福島正夫『中国の人民民主政權』（東京大学出版会、一九六五年）四四三頁以下、土岐茂「共同綱領の憲法的性格」『早稲田法学会誌』第三十四卷三十一頁以下参照。
- (6) 許崇徳「修改憲法十議」『民主与法制』一九八一年第三期七頁。
- (7)(8) 姚登魁・鄭全成「我國憲法結構修改台議」『西南政法学院学報』一九八一年第三期一四頁、一七頁。
- (9) 許崇徳・前掲八頁、潘念之「有關修改憲法的幾點意見」『民主和法制』一九八一年第四期六頁参照。董成美氏は「この変

動は、公民の権利享有の保障および公民の義務履行の要求にたいする国家の重視を反映し、公民の基本的な権利および義務と社会制度、国家制度の間の密接な連関をも反映する」(前掲書、一三六頁)とし、力点の置き方に相違がみられる。

- (10) 王叔父「論憲法の最高法律效力」『法学研究』一九八一年第一期九頁参照。
- (11) 于浩成「一個極其重要的建議—關於憲法實施的保障問題」『法学雜誌』一九八二年第四期二四頁参照。
- (12) 何華輝「論憲法監督」『武漢大學學報』一九八二年第一期七頁。
- (13) 王顯拳「我國憲法監督制度的中國特色」『法學季刊』一九八五年第二期一三頁。
- (14) 『中國法學』一九八六年第一期五七頁、于浩成「各國憲法的保障制度および監督組織の比較研究」(西村訓、本誌)所収、吳嶺英「各國憲法監督与憲法訴訟制度的比較研究」『復旦學報』(社會科學版)一九八六年第五期二八頁以下、董成美・胡錦光「我國違憲審查的組織機構初探」、呂泰峰「關於我國憲法實施監督制度的設想」(張國華主編『中國社會主義法制建設的理論与实践』鷺江出版社、一九八七年、一四六頁以下)、西村幸次郎「中國的憲法監督」『比較法學』第二〇卷第二号一頁以下参照。
- (15) 王德祥、徐炉『《中華人民共和國憲法》注釈』(群眾出版社、一九八四年)八二頁参照。
- (16) 許崇德・前掲七頁参照。
- (17) 張友漁「中華人民共和國憲法草案(一九五四年憲法)的基本精神和主要内容」『憲政論叢』(下冊)(群眾出版社、一九八六年)二七〇八頁。
- (18) 『中國法學』一九八六年第一期五八頁参照。
- (19) 曹思源「關於修改憲法的十點建議」『民主与法制』一九八一年第二期八〇九頁。
- (20) 『中國共產黨的歷史についての決議』(外文出版社一九八一年)五五頁。
- (21) 『每日新聞』一九八八年四月一八日(夕刊)参照。
- (22) 張友漁「在全国政協在京常委座談会上 關於憲法修改草案的情況說明」前出、一一六〇七頁参照。
- (23) 張春橋「憲法改正についての報告」『中華人民共和國第四期全國人民代表大會第一回會議文獻』(北京外文出版社、一九七五年)三五頁参照。

- (24) 曹思源・前掲八頁。
- (25) 張友漁「關於修改憲法的幾個問題」『法学研究』一九八二年第三期二頁、浦增元「修改憲法与堅持四項基本原則」『社会学』一九八一年第三期一〇五頁以下、楊凡「鞏固和加強人民民主專政」『紅旗』一九八二年第二期九頁以下。
- (26) 張友漁「在全国政協在京常委座談会上關於憲法修改草案的情況說明」前出、一一七頁。
- (27) 西村幸次郎「中国の国家の性質」『比較法学』第二一卷第一号四六頁および五七頁注(15)参照。
- (28) 于浩成『民主・法治・社会主義』(群衆出版社、一九八五年)二〇三頁。
- (29) 『中国共産党の歴史についての決議』前出七二頁。
- (30) 張友漁・前掲一一七〜八頁。
- (31) 宋日昌「關於修改憲法的我見」『社会科学』一九八一年第一期六五頁参照。
- (32) 潘念之・前掲同頁。
- (33) 張友漁・前掲一一八頁。
- (34) 中国共産党第一三回全国代表大会(一九八七年一〇月)における趙紫陽報告―「中国の特色をもつ社会主義の道に沿って前進しよう」―が、「政治協商會議自身の組織建設を強化して、国政の方針を大衆の生活の重要問題に関する政治的協議と民主的監督を次第に經常化しなければならない。『長期共存、相互監督、肝胆相照らし、榮辱をともにする』という方針を堅持し、共産党指導下の多党合作・協商制を整備し、民主党派と無党派愛国人士の国政における役割をさらに發揮させるべきである」(『北京周報』一九八七年第四五号別冊付録二〇―一頁)と述べたが、これにもとづいて人民政協に関する独自の章を第四章(国家機構)の前に増設すべきとする主張がなされている(袁弟銳「憲法中應考慮增加有關人民政協的条文」『D1法学』一九八八年第一期四八頁参照)。
- (35) 潘念之・前掲五頁。
- (36) 許崇徳・前掲七〜八頁参照。
- (37) 姚登魁、鄭全威・前掲一五頁参照。

(38) 現行社会主義諸国の憲法については、宮沢俊義編『世界憲法集』(岩波文庫第四版)、木田純一編『社会主義憲法集』(第一卷一九七五年、第二卷一九七七年、中央大学生協出版局)、直川誠藏・吉田稔訳「キューバ共和国憲法」、『比較法学』第一六卷第一号六〇頁以下)、福島正夫訳「アルバニア人民社会主義共和国憲法」、『法律時報』第四九卷第九号八四頁以下)、鮎京正訓・高世仁訳「ベトナム社会主義共和国憲法」、『法律時報』第五三卷第六号九四頁以下および同卷第七号五六頁以下)、島村博・小杉末吉訳「ハンガリー人民共和国憲法」、『比較法雑誌』第一八卷第三号九九頁以下)等参照。

(39) 張友漁「中華人民共和国憲法草案(一九五四年憲法)的基本精神和主要内容」前出、二八頁。

(40) 「ソヴェト同盟憲法草案について」、『レーニン主義の諸問題』(真理社、一九五四年)六三〇頁。

(41) 『中国共産党の歴史についての決議』前出、七三〜四頁。

(42) 趙紫陽「中国の特色をもつ社会主義の道に沿って前進しよう」『北京周報』一九八七年第四五号別冊付録四頁。「社会主義初級段階」論に関連して針生誠吉「現代中国学の創造」(『東京都立大学法学会雑誌』第二五卷第一号、第二六卷第一号、第二七卷第二号)参照。

第二七卷第二号)参照。

(43) 張友漁「在全国政協在京常委座谈会上關於憲法修改草案的情况說明」前出、一一九頁。

(44) 同右、一一二頁参照。なお、今年三〜四月に開催された第七期全国人民代表大会第一回會議において、「いかなる組織または個人も、土地を侵奪、売買または賃貸し、あるいはその他の形式で不法に譲渡することはできない」の部分が、「いかなる組織または個人も、土地を侵奪、売買しあるいはその他の形成で不法に譲渡することはできない。土地の使用権は、法律で定めるところにより譲渡することができる」と改められた。

(45) 木間正道「現代中国の土地法制」、同訳「中華人民共和国土地管理法」『中国研究月報』第四六七号一頁以下参照。

(46)(47) 張友漁、前掲、一二四頁以下および一二七頁以下参照。

(48) 「新憲法草案の改正討議すむ」『北京周報』一九八二年第四六号四頁。

(一九八八年五月二三日稿)

〔本稿は、早稲田大学特定課題研究の補助を受けた「現代中国憲法の基本問題」の一部である〕